事務連絡 平成18年7月19日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について (台湾産マンゴー)

標記については、平成18年3月31日付け事務連絡(最終改正:平成18年7 月13日付け事務連絡)によりお知らせしたところですが、今般、検疫所のモニタ リング検査で下記の輸出業者が輸出した台湾産マンゴーから基準値を超えるシペル メトリンが検出されたことから、同事務連絡の別表17から下記の輸出業者を削除 し、別添のとおりとしますので、ご了知の上、関係業者への周知方よろしくお願い します。

記

台灣省青果運銷合作社 TAIWAN PROVINCIAL FRUIT MARKETING COOPERATIVE